

岐阜県公報

第二千三百三十四号
平成二十四年四月三日
(火曜日)

目次

告示

- 岐阜県林業労働力の確保の促進に関する基本計画
道路の供用開始 (森林整備課) 二二二
- 都市計画の変更 (道路維持課) 二二二
- 土岐都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市政策課) 二二三
- (街路公園課) 二二三
- 介護支援専門員実務研修受講試験実施機関の指定 (高齢福祉課) 二二三
- 県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等 (農地整備課) 二二三
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し (建設政策課) 二二四
- 公共測量の終了 (用地課) 二二五
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 二二六
- 土地改良区役員の退任及び就任 (可茂農林事務所) 二二九

告示

岐阜県告示第百八十三号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第四条第一項の規定により岐阜県林業労働力の確保の促進に関する基本計画を定めたので、同条第五項の規定により公表する。

なお、当該基本計画は、岐阜県林政部森林整備課及び各農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定又は 変更の又は 告示年月日 ほか)

県道	大岐野線	岐州市大字正木字貴船一八八番一地从先から 同市大字同字同 一一八番二地从先まで	一三・六 平成 二四・四・三	平成 一九・一〇・三
----	------	--	----------------------	---------------

岐阜県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	豊田線 多治見線	多治見市滝呂町一五丁目二一八番一地从先から 同市同町一五丁目一六〇番一地从先まで	六・四 平成 二四・四・三	平成 三三・二・二
----	-------------	---	---------------------	--------------

岐阜県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	上月瀬線 上矢作線	恵那市上矢作町字木地山八五番一地从先（愛知県境）から 同市同町字同 六〇番一六九地从先まで	六・〇 平成 二四・四・三	平成 三三・九・二
----	--------------	--	---------------------	--------------

岐阜県告示第百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
岐阜都市計画公園
- 二 都市計画を定める土地の区域
五・五・六号 岐阜ファミリーパーク
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

岐阜県告示第百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、土岐都市計画道路事業の專業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十

二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称
土岐市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成二十一年岐阜県告示第二百七十三号 土岐都市計画道路事業 三・五・五号
新土岐津線

三 事業施行期間

平成二十一年四月十日から

同 二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

公 示

介護支援専門員実務研修受講試験実施機関の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の二十七第一項の規定により介護支援専門員実務研修受講試験実施機関の指定をしたので、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の九第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

指定試験実施機関の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会	岐阜市下奈良二丁目一番一号	平成二十四年四月一日

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を海津市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
海津 3 期地区	海津市役所	平成二四・五四・二三

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を海津市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
海津 4 期地区	海津市役所	平成二四・五四・二三

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次

の県営土地改良事業の変更についてその概要等を海津市長及び輪之内町長と協議したいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
輪之内東部地区	海津市役所	平成二四・五四・二二

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十三年六月二十日	森本建築	森本正雄	高山市三福寺町六四六番地の二〇	般十八一三九四九	建築及び大工工事業
平成二十四年一月十三日	株式会社高橋工務店	代表取締役 高橋 智昭	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原四一六三番地三	般十八一三〇三	管工事業
平成二十四年一月二十日	株式会社新生	代表取締役 佐野 浩一	岐阜市上土居八六八番地四	般二二一一六〇二四	建築工事業
平成二十二年四月二十日	インテリ	伊藤理	岐阜市巨島宮	般十八一	内装仕上工事業

平成二十四年二月十日	株式会社 熱有有限会社	代表取締役 孝夫	土岐市泉寺田町二丁目二番地	般十九六〇〇二一九	管工事業
平成二十四年二月十五日	株式会社 村田建材店	代表取締役 弘道	高山市赤保木町一七六番地	般二十三八五〇二四	土木、大工及び土工、管、タイル、れんが、ブロック、塗装、防水及び造園工事業
平成二十四年二月十五日	株式会社 恵中建設株式会社	代表取締役 恭彦	恵那市長島町中野上沼三六五	般・特二十三九〇六	管及び造園工事業
平成二十四年二月九日	兼松土建	兼松直司	美濃加茂市加茂川町三丁目二番七号	般十九六一五一	建築工事業
平成二十四年二月三日	株式会社 大孝組	代表取締役 宏明	郡上市和良町方須一	般二十一五三六二	造園工事業
平成二十四年一月三十一日	美笠建設株式会社	代表取締役 光一	高山市奥飛驒温泉郷柘尾三八番地一	特十九四九七	管工事業
平成二十四年一月二十四日	中建	中村勝司	養老郡養老町高田七四一番地の三	般二十三一五九二八	建築工事業
平成二十四年一月二十四日	有限会社 中山造園	代表取締役 隆平	高山市昭和町二丁目二二三番地四	般二十一八五〇〇九	土木工事業
平成二十四年一月二十日	高木建設	高木治作	大垣市静里町四六九三	般十九五三三五	土木、建築及び土木工事業
平成二十四年一月二十日	アライズ		町二丁目六番地一	〇一七七〇	

平成二十 四年三月 十二日	シリ ン プス有 限 会 社	代表取 締 役 今 井 英 子	下呂市萩原町 上村七七番 地の一	般二十 八 〇〇一 四七	土木及び とび・土 工事業
平成二十 四年三月 九日	二宮建 築	二宮鈴 雄	各務原市那加 元町四五番 地	般二十一 七 五五	建築及び 大工事業
平成二十 四年三月 五日	木島建 設 合資 会 社	代表社 員 木嶋勘 逸	郡上市大和町 徳永一八四 番地	特十九 二 六九六	建築、大 工及び タイル・ れんが・ ブロック 工事業
平成二十 四年三月 四日	奥飛驒 建 設株 式 会 社	代表取 締 役 船 坂 弘一	高山市国府 町名張一五 七一番地 一	特十八 七 八五三	建築工 事業
平成二十 四年三月 三日	株式會 社 横田 工務 店	代表取 締 役 横 田 敏広	関市上之保 一四三五四 番地 の五	特十八 一 六一三	土木、と び・土工 、ほ装及 び水道施 設工事業
平成二十 四年三月 二日	株式會 社 岐工 建 設	代表取 締 役 恩 田 康雄	山県市赤尾 一〇六七番 地	特十八 一 二八九五	土木、と び・土工 、ほ装及 び水道施 設工事業
平成二十 四年二月 二十九日	株式會 社 ビス イ デ ア	代表取 締 役 石 岡 義人	瑞浪市稲津 町小里二二 六〇番地 二	般二十一 九 六〇二 九	電気工 事業
平成二十 四年二月 二十九日	有限會 社 キョ ウ ウ デ ン	代表取 締 役 山 本 郁雄	羽島市竹鼻 町狐穴一五 九〇番地 三	般十九 一 〇〇三 二八	電気工 事業
平成二十 四年二月 二十四日	株式會 社 佐々 木建 装	代表取 締 役 佐 々 木健二	各務原市前 渡東町二丁 目一三番 地	般二十一 七 一〇二 二七	内装仕上 工事業
平成二十 四年二月 二十二日	オギソ 建 築塗 装	小本曾 慎一	本巣市有里 五〇六番地 一三	般二十一 四 一〇二 二四	塗装工 事業
平成二十 四年二月 十六日	タイル ワ ーク	曾根猛	多治見市西 坂町二丁目 二七五番 地	般二十一 六 〇〇四 〇一	石及び タイル・ れんが・ ブロック 工事業

平成二十 四年三月 十五日	株式會 社 土本 建 設	代表取 締 役 土 本 俊行	岐阜市松風 町一丁目八 番地	特十八 一 三六八	建築工 事業
平成二十 四年三月 十二日	有限會 社 星和 土 木	代表取 締 役 戸 星 未明	岐阜市椿洞 四二五番地 の七	般十九 一 〇〇三 三六	建築工 事業

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（可児市公共基準点整備）

三 作業期間

平成二十三年五月九日から

同 二十四年二月二十九日まで

四 作業地域

可児市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
可児市
- 二 作業種類
公共測量（世界測地系（測地成果二〇一一）への座標変換）
- 三 作業期間
平成二十四年一月十三日から
同 年二月二十九日まで
- 四 作業地域
可児市

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
高山市
- 二 調査を行った地域
岐阜県高山市国府町養輪の一部（養輪）
- 三 調査を行った期間
平成二十一年度から平成二十二年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県高山市（国府町養輪の一部）の地籍図
岐阜県高山市（国府町養輪の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
平成二十四年四月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
多治見市
- 二 調査を行った地域
岐阜県多治見市笠原町の一部（神戸一）
- 三 調査を行った期間
平成十八年度から平成二十年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県多治見市（笠原町の一部）の地籍図
岐阜県多治見市（笠原町の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
平成二十四年四月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
中津川市
- 二 調査を行った地域
岐阜県中津川市蛭川の一部（大博士）
- 三 調査を行った期間
平成十四年度から平成二十年度
- 四 地図及び簿冊の名称

五 岐阜県中津川市（蛭川の一部）の地籍図
 岐阜県中津川市（蛭川の一部）の地籍簿
 認証年月日
 平成二十四年四月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市蛭川の一部（中切）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（蛭川の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（蛭川の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年四月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市加子母の一部（小和知東）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（加子母の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（加子母の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年四月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市加子母の一部（小和知東）

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（加子母の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（加子母の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年四月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市串原の一部（中沢1）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（串原の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（串原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年四月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市飯地町の一部（五明2）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十二年 度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（飯地町の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（飯地町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年四月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市馬瀬川上の一部（川上）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（馬瀬川上の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（馬瀬川上の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年四月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
下呂市

二 調査を行った地域
岐阜県下呂市馬瀬川上の一部（川上）

三 調査を行った期間
平成十九年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称
岐阜県下呂市（馬瀬川上の一部）の地籍図
岐阜県下呂市（馬瀬川上の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十四年四月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
加茂郡東白川村

二 調査を行った地域
岐阜県加茂郡東白川村大字越原の一部（越原）

三 調査を行った期間
平成二十年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称
岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍図
岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十四年四月三日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十四年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏名 住 所
木曾川右岸用水土地改良区 平成二三年三月九日 理事 尾藤義昭 関市長住町 一番地

就任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏名 住 所
木曾川右岸用水土地改良区 平成二四年三月三日 理事 尾関健治 関市東田原 一〇九七番地

平成二十四年四月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社